

議案第 79 号

伊賀市市税条例の一部改正について

伊賀市市税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 6 月 14 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市市税条例の一部を改正する条例

伊賀市市税条例（平成 16 年伊賀市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 94 条第 8 項中「たばこ税」を「金額」に改める。

附則第 10 条の 2 第 26 項を同条第 27 項とし、同条第 25 項の次に次の 1 項を加える。

26 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 15 条第 47 項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 10 条の 2 第 26 項の規定は、平成 30 年 6 月 6 日から適用する。